

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名：大田区 候補者のお名前：左伯正隆

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願い申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に地下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうなると考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
- ② 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないとと思う。
4. その他 ()

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかという考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え全額公費でも耐震補強をすべきとの考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
- ② 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
- ② 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。

3. その他 ()

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
- ④ 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを賞付けて対応すべき。

5. その他 ()

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
- ⑤ 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。

4. その他 ()

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、信用できる工務店が工事を行なうことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行なう取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
- ③ 耐震補強推進協議会を設置したい。

4. その他 ()

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に

「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
 2. 昭和 56 年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
 3. 条例などによって、昭和 56 年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
- (4) 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。
- (5) その他（~~公表義務づけにあたっては、耐震補強の公費助成~~）
と併行しておこなう。

質問5. その他、震災対策に関するお考えについて

(800字程度以内でお書きください)

私は、税理士ですから、専門的なことについては詳しく申し上げることができません。

しかしながら、私は首都直下地震に強い关心をもっておりまます。大きい地震について、まず第一に考えることは、「人命第一」です。そのために必要なことは、地震で倒れない家・建物・建造物が必要であると考えます。早急に、地震で壊れない建物にすること、補強することは、国と地方自治体の責任であると考えます。そして、耐震診断とその補強も、国と地方自治体の責任でおこなうべきであると考えます。

このように、大きな地震でも倒壊しない建物にすることによって、建物の倒壊による死亡や怪我をすくなくし、建物の倒壊による火災を少なくし、建物の倒壊により道路が塞がれることを少なくし、救援・消火などの活動に支障がおこさないようにすることであると思います。

次に、国と地方自治体が責任をもつべきことは、震災直後の救援と、住まいの確保（これには、都営住宅、区営住宅などの公営住宅と、持ち家の立て直す費用を国と地方自治体が援助すること）と考えます。